

25-D-0164
2025年4月30日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

合同運用指定金銭信託スキーム
グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

評価対象

三菱 UFJ 信託銀行株式会社
合同運用指定金銭信託スキーム
グリーンファイナンス・フレームワーク

概要

三菱 UFJ 信託銀行株式会社（MUTB）は、1927 年に創業し、2005 年に三菱信託銀行株式会社と UFJ 信託銀行株式会社が合併して成立した、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（MUFG）の中核企業である。MUFG は、持株会社の傘下に株式会社三菱 UFJ 銀行、MUTB、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社等の金融子会社を有する総合金融グループであり、グループの総連結資産は国内最大の規模を有している。

MUFG は、グループとして環境・社会課題解決と持続的成長の両立をめざし、2021 年 4 月に経営ビジョンを「MUFG Way」として改称し「存在意義（パーパス）」、「共有すべき価値観（バリューズ）」及び「中長期的に目指す姿（ビジョン）」の 3 つを定めた。グループでは「存在意義」のスローガンである「世界が進むチカラになる。」を起点として、世の中の期待と MUFG の事業領域との親和性の両面から、マテリアリティとして優先的に取り組むべき 10 の「環境・社会課題」を特定してい

る。MUTB においても、グループにおける環境問題を中心とした ESG への課題解決について、上記の「MUFG Way」や、優先的に取り組むべき 10 の「環境・社会課題」を参照し、グループの環境方針である「MUFG 環境方針」を行動指針として自社の取り組みを推進している。

一般の評価対象は、MUTB が組成する合同運用指定金銭信託（本合同金信）を運用するためのグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本合同金信（ファミリーファンド形式の場合は、ベビーファンド）で投資家から集めた資金は、（ファミリーファンド形式の場合は、合同運用指定金銭信託（マザーファンド）を通じて、）MUTB 又は三菱 UFJ 銀行を貸付人とする適格プロジェクトを資金使途とする貸付債権等の取得に充当される。JCR は本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」及び「グリーンボンドガイドライン²」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は国際資本市場協会（ICMA）及び環境省が、それぞれ自主的に公表している原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

JCR は、2024 年 7 月 1 日に本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を公表している。今回のレビューは、再生可能エネルギー等資金使途の対象となるプロジェクトを追加するために MUTB が本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。

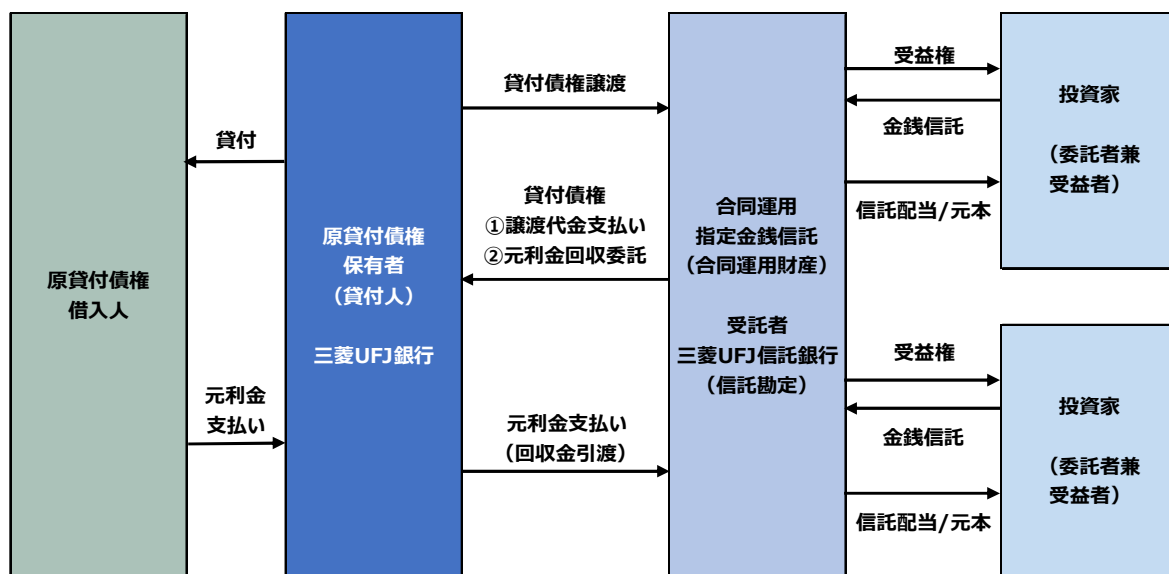


図 1：スキーム図（シングルファンド形式）³

¹ International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>
² 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>
³ 出典：MUTB より提供

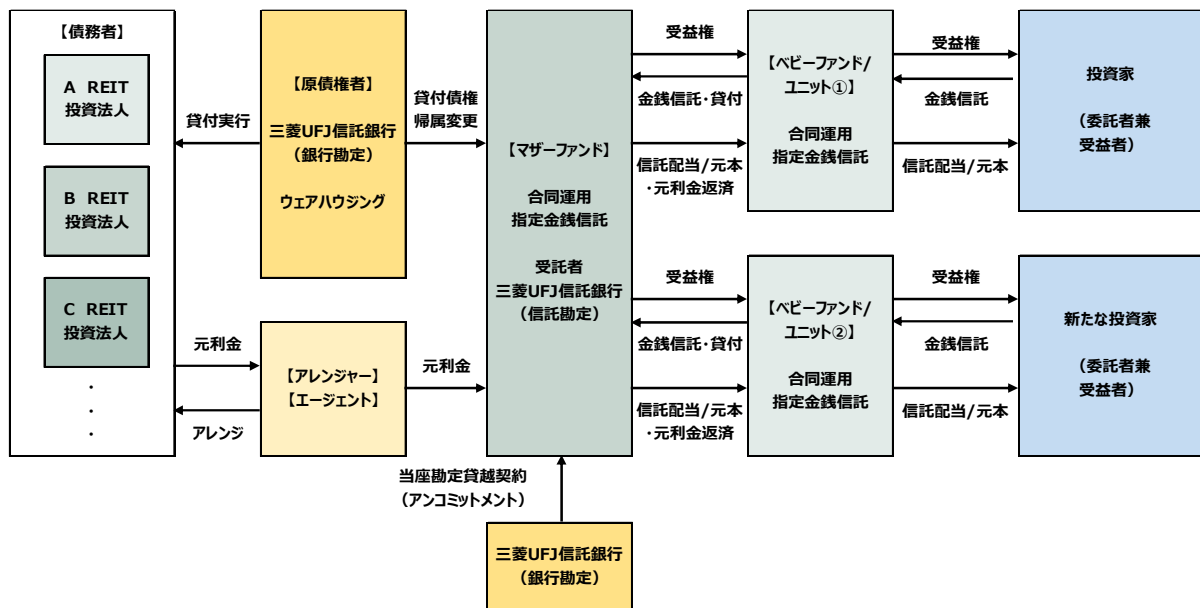


図 2：スキーム図（ファミリーファンド形式）⁴

MUTB は本フレームワークの中で、資金用途を一定以上の認証水準を有する適格プロジェクトとしている。JCR は、MUTB の定めた適格クライテリアは環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

MUTB は、環境に関する明確な方針のもと、グリーンファイナンスの調達を企図している。本合同金信を実行するためのプロセス及び資金管理体制は適切に構築されており、レポート内容も明確に定められている。以上より、JCR は、MUTB の管理・運営体制は引き続き適切であると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

⁴ 出典：MUTB より提供

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスに係るプロセスについて引き続き適切であるか。

3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポートニング

グリーンファイナンスに係る資金充当状況レポートニング及びインパクトレポートニングが、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法でフレームワーク変更後も適切に開示される体制が整備されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

1. 調達資金の使途

MUTB は、本フレームワークの対象となるプロジェクトの拡大に伴い、以下の通り本フレームワークを変更している（太字・下線部分が変更箇所）。

資金使途にかかる本フレームワーク（変更後）

【調達資金の使途】

本件評価対象は、三菱UFJ信託銀行、三菱UFJ銀行が法人（以下、借入人）向けに実行した貸付債権を裏付とした実績配当型合同運用指定金銭信託スキーム。当該貸付債権の資金使途は、以下のグリーン適格クライテリア（※）の要件を満たすもの（以下、適格プロジェクト）に係る開発・建設・取得資金（既存借入の借換えを含む）及び関連諸経費とする。

（※）グリーン適格クライテリア

1. グリーン適格カテゴリー：グリーンビルディング

以下の分類において少なくとも一つの認証を取得した（あるいは取得予定の）新規・既存または改修建築物。

（i） DBJ Green Building 認証：3つ星以上（最上位から3つ目まで）

（ii） CASBEE：B+ランク以上（最上位から3つ目まで）

※自治体版 CASBEE は工事完了日から3年以内のものに限る

（iii） BELS（R6基準）：以下のとおり

・非住宅…4以上

・再生可能エネルギー設備がある住宅…3以上

・再生可能エネルギー設備がない住宅…4または3

BELS（H28基準）：3以上（最上位から3つ目まで）

※物流施設・工場等において3つ星はBEI=0.75以下とする

（iv） LEED：Platinum, Gold, Silver（最上位から3つ目まで）

※SilverにおいてLEED BD+Cはv4以降とする

（v） 低炭素建築物認定

2. グリーン適格カテゴリー：再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電）

以下の基準を満たす、クリーンなエネルギーをつくり出すとともに、発電所の開発や運営を通じて、地域の雇用創出や経済活性化にも貢献する再生可能エネルギー事業への新規または既存の投資資金

① 対象設備、案件において、必要に応じて許認可等を得たものであり、環境アセスメント（適用されるものに限る）が適正に終了していること

② 環境面・社会面の影響を配慮していること

3. グリーン適格カテゴリ：蓄電池

発電側、系統用または需要側蓄電池の設置に関する支出

【本フレームワークに対する JCR の評価】

MUTB は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアに、再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池を追加している。追加されるプロジェクトに対する評価を以下に示す。

資金使途 1：再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電）

資金使途 1 は、再生可能エネルギー事業への新規投資、又は既存の投資資金のリファイナンス、及び再生可能エネルギー事業を専業とする企業の株式取得に係る資金である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源とし、直接 GHG を排出しないクリーンなエネルギーであり、火力発電等で使用される化石燃料を代替することができる。短期的な GHG 削減目標の達成においては、現時点で利用可能かつコスト効率が高い技術を早期に導入していく必要があり、第一には太陽光発電と風力発電が該当する。IEA の NEZ シナリオにおいても 2030 年に向けて太陽光発電と風力発電を急速に導入し、2030 年までに 4Gt-CO₂ を太陽光及び風力発電によって削減することを想定している。また、同シナリオにおいて、2030 年～2050 年の GHG 削減量のうち約 1/4 を電化による削減が占める。通常、電化した設備は電力系統から受電した電力で動作させるため、電源構成において太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの比率を高めることが重要になる。以上の通り、太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの導入は、世界のカーボンニュートラル達成のために最優先で取り組む必要がある課題であると言える。

2025 年 2 月に閣議決定した「第 7 次エネルギー基本計画」では、日本において従来から目標となっている 2050 年カーボンニュートラル（2020 年 10 月表明）の実現に向けた野心的な GHG 排出量削減目標として、2035 年度/2040 年度に 60%/73%削減（いずれも 2013 年度比）することを掲げている。再生可能エネルギーについては、2023 年度における電源構成比で約 23%まで拡大しているが、今後も S+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を大前提としつつ、再生可能エネルギーの主力電源化に徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしている。

上述の目標達成に向けて、2040 年度における再生可能エネルギーの電源構成比につき 4 割～5 割まで引き上げる必要があり、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が求められる状況にある⁵。

⁵ 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」 <https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-2.pdf>

		2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.2%	3～4割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2割程度
火力	68.6%	3～4割程度	
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)		22.9% ※2022年度実績	73%

図 3：第 7 次エネルギー基本計画における 2040 年度の電源構成の見通し⁶

資金使途 2：蓄電池

資金使途 2 は、発電側、系統用及び需要側蓄電池の設置に関する支出である。本資金使途は、「グリーンボンド原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

蓄電池は、再生可能エネルギー導入によって不安定化する電力の需給調整等、脱炭素社会の実現に必須のエネルギー基盤であり、今後ますます需要が増加する見込みである。国際エネルギー機関（IEA）の Net Zero Emissions by 2050 (NZE) シナリオでは、世界の電力セクターにおける蓄電池容量は、2022 年に 45GW であったものが、2030 年には 1,018GW に、2050 年には 4,119GW まで拡大する想定となっている⁷。また、経済産業省では、世界の蓄電池市場の規模について、2019 年の約 5 兆円から、2030 年には約 40 兆円、2050 年には約 100 兆円にまで拡大することを見込んでいる⁸。

蓄電池は、車載用と定置用の 2 種類に大別され、後者はさらに、発電施設用（発電側）、系統用、業務用・産業用・家庭用（需要側）等に分類される。今後、長期的に再生可能エネルギー由来の発電量が増大する中で、電力需要や発電量が変動する特性も踏まえ、需給バランスの調整キャパシティの確保が再生可能エネルギーの普及における重要な課題と考えられている。我が国においても、2022 年 2 月に閣議決定された「GX 実現に向けた基本方針」⁹において、再生可能エネルギー大量導入に向けた系統整備/調整力の確保が取り組みの柱の 1 つと位置づけられており、系統用を始めとする定置用蓄電池の普及への注力が掲げられている。

なお、系統用蓄電池は、蓄電池を電力系統に直接接続して充放電を行うものであり、再生可能エネルギーの出力変動により生じる需給ギャップを調整し、電力の安定供給へ寄与する役割を担う。

⁶ 資源エネルギー庁「第 7 次エネルギー基本計画」（2025 年 2 月）

⁷ 国際エネルギー機関, 2023, Net Zero Roadmap A Global Pathway to Keep the 1.5 ° C Goal in Reach
<https://www.iea.org/reports/net-zero-roadmap-a-global-pathway-to-keep-the-15-0c-goal-in-reach>

⁸ 経済産業省「蓄電池産業戦略（2022 年 8 月）」
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/battery_strategy/battery_saisyu_torimatome.pdf

⁹ GX 実行会議、2023 年 2 月、GX 実現に向けた基本方針
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/pdf/kihon.pdf

近時は、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの発電量の増加に伴う電力調整の増加や、電力需給の不均衡が生じやすい夜間における火力発電等の調整電源のフル稼働による環境負荷発生等が問題視されている。これより、系統用蓄電地を活用した再生可能エネルギー由来の余剰電力の貯蔵によって、電力需給調整における柔軟性が向上し、再生可能エネルギーの効率的な利用や化石燃料由来の電力消費抑制の効果が期待できる。

なお、今般資金使途の対象として追加されたプロジェクトが環境・社会に及ぼしうる影響及びその手当についても、グリーンビルディングと同じように三菱 UFJ 銀行の顧客担当部店及び MUTB のオルタナティブ商品開発部の担当者が借入人等から受領した情報をもとに判断することとしている。このため、環境・社会への負の影響に対しても引き続き適切に対応されることが想定される。

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できるプロジェクトを対象としていると評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

MUTB は、本フレームワークにおいて、資金使途の選定プロセスを以下の通り定めている。

プロセスにかかる本フレームワーク

1. プロジェクト選定関与者

- (1) 三菱UFJ信託銀行：オルタナティブ商品開発部、法人マーケット統括部、資産金融部
- (2) 三菱UFJ銀行：顧客担当部店・ソリューションプロダクツ部・サステナブルビジネス部等

2. プロジェクト選定プロセス

- (1) 本件評価対象の組成にあたり、資産金融部を起案者、法人マーケット統括部を決裁者とする社内稟議を起案・承認するプロセスをとるものとする。(決裁権限者は当該業務担当取締役であり、当該役員が適宜権限委譲している。)

また、オルタナティブ商品開発部は、本件評価対象の裏付資産として、資金使途を適格プロジェクトに係る開発・建設・取得資金（既存借入の借換えを含む）及び関連諸経費とする貸付債権を組み入れることが適切である旨を確認し、資金の運用を決定する。

- (2) 三菱UFJ銀行は、借入人に対する貸付債権について、弊社へ譲り渡す貸付債権の資金使途が適格プロジェクトに係る開発・建設資金及び関連諸経費であることを確認し、当該貸付を実行する。
- (3) 三菱UFJ信託銀行は借入人に対する貸付債権について、資金使途が適格プロジェクトに係る開発・建設・取得資金（既存借入の借換えを含む）及び関連諸経費であることを確認し、当該貸付を実行する。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたプロセスについて、前回評価時点において適切と評価している。MUTB は今般のレビューに際し、用語の統一化を中心とした軽微な修正を行っている。変更点は、プロセスそのものに影響を与えるものではなく、プロセスは引き続き適切に行われると JCR では評価している。また、JCR の評価レポート等により選定プロセスについて開示が行われていることから、透明性も引き続き担保されていると判断している。

3. 調達資金の管理

MUTB は、本フレームワークにおいて、調達資金の管理を以下の通り定めている。

資金管理にかかる本フレームワーク

調達資金の充当計画

本件評価対象へ投資された投資資金は、その全額（ただしスキームの維持運営のために必要な余資として別途個別に決定する金額を除く）を、裏付資産である貸付債権の譲受に係る代金に速やかに充当する。

調達資金の追跡管理の方法

本件評価対象へ投資された投資資金が実質的に裏付資産の取得に向けられていることは、信託約款において明確に定められている。

実務においては、弊社資産金融部の事務担当課/Gにて、信託に関する経理・決算業務を行い、投資家に対する期中および信託期間満了時の配当交付および元本償還を行う。また、決算期間ごとに信託財産に係る報告書を作成し、投資家に報告を行う。なお、当該業務は原則として専用の管理システムおよびツール等を用いて行うほか、対外交付前に適切な権限を有する者にてチェックを行う体制とする。

追跡管理に関する内部統制および外部監査

本件評価対象へ直接的な内部監査や会計監査の予定はないが、監査部ないし部門統括部署等による不定期な監査が実施されることがあるため、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保される。

また、本件評価対象について決算期間ごとに信託財産に係る報告書を作成し投資家へ報告を行うことで、定期的に外部投資家の確認を受ける体制とする。

未充当資金の管理方法

本件評価対象へ投資された投資資金は、その全額（ただしスキームの維持運営のために必要な余資として別途個別に決定する金額を除く）を、裏付資産である貸付債権の譲受に係る代金に速やかに充当する。

なお、当該貸付にて借入人が資金を調達したのち、当初対象としていた適格プロジェクトが期中に適格クライテリアを満たさないこととなった場合には、本フレームワークの枠組みないしその他の販売ルート等を活用し投資家へ適時適切に案内を行う想定。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、前回評価時点において適切であると評価している。MUTB は今般のレビューに際し、用語の統一化に係る軽微な修正を行っている。変更点は、体制に本質的な影響を与えるものではないことから、資金管理体制は引き続き適切であると JCR では評価している。

4. レポートニング

MUTB は、本フレームワークにおいて、レポートニングを以下の通り定めている（変更点なし）。

レポートニングにかかる本フレームワーク（変更後）

資金の充当状況に関する開示方法

本件評価対象へ投資された投資資金は、その全額（ただしスキームの維持運営のために必要な余資として別途個別に決定する金額を除く）を、裏付資産である貸付債権の譲受に係る代金に速やかに充当し、その旨を本件評価対象の広告・販売用 WEB ページ上にて案内予定。

インパクト・レポートニングの開示方法及び開示頻度

1. 開示方法

借入人による、当該グリーンプロジェクトにかかる環境改善効果等の開示内容を踏まえて、本件評価対象の広告・販売用 WEB ページ上、もしくは決算期間毎の運用報告にて案内予定。

2. 開示頻度

借入人と個別に調整の上で、本件評価対象の信託期間終了までに実施予定。

インパクト・レポートニングにおける KPI（Key Performance Indicator）

借入人による開示内容を踏まえて、本件評価対象の信託期間終了までに、本件評価対象の広告・販売用 WEB ページ上、もしくは決算期間毎の運用報告にて案内予定。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポートニング体制について、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

また、MUTB のホームページにおいて、資金充当レポートニング、インパクトレポートニングが適切に実施されていることを JCR は確認している。

5. 組織のサステナビリティに係る取り組み

MUFG のサステナビリティに関する取り組み

MUFG は、グループとして環境問題・社会課題解決と持続的成長の両立を目指すべく、2021年4月に経営ビジョンを「MUFG Way」として改称し、「存在意義（パーパス）」、「共有すべき価値観（バリューズ）」及び「中長期的に目指す姿（ビジョン）」の3つを定めた。グループでは「存在意義」のスローガンである「世界が進むチカラになる。」を起点として、世の中の期待と MUFG の事業領域との親和性の両面から、マテリアリティとして優先的に取り組むべき10の「環境・社会課題」を特定している。



図 4：サステナビリティ・ストーリー（MUFG Way の全体像）¹⁰



図 5：優先的に取り組む「環境・社会課題」¹¹

¹⁰ 出典：MUFG ウェブサイト

¹¹ 出典：MUFG ウェブサイト

また、グループとして持続可能な社会の実現、そして SDGs の達成への貢献のため、2019 年度から 2030 年度までに累計 100 兆円（内、環境分野で 50 兆円）のサステナブルファイナンスの実施をめざす、「サステナブルファイナンス目標」を掲げた。2021 年 5 月には上記「存在意義」に基づいた具体的な行動計画を基に 2050 年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロ、及び 2030 年までに当社自らの温室効果ガス排出量のネットゼロを達成するという「MUFG カーボンニュートラル宣言」を掲げるなど、急速に環境・社会に対する取組みを強化している。本合同金信の裏付けとなる貸付債権の実行は、上記のサステナブルファイナンス目標に資するものであり、MUFG のサステナビリティに間接的に寄与する商品となる。

MUFG では、委員長であるグループ CSuO (Chief Sustainability Officer)、グループ CEO、CSO、CFO 等から構成されるサステナビリティ委員会でサステナビリティに係る審議を行っている。経営企画部が取り纏めを行っており、グループ各社との連携も行っている。

MUTB のサステナビリティに関する取り組み

MUTB は、サステナビリティ活動として、「私達は、『安心・豊かな社会』を創ることを目指し、様々な社会課題の解決を通じて、社会・お客さまの持続的な成長のために、企業市民として、たゆまぬ活動を続けていきます。」を掲げている。具体的には、「MUFG Way」、優先的に取り組むべき 10 の「環境・社会課題」を参照し、グループの環境方針である「MUFG 環境方針」及び「MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク」を行動指針として環境問題・社会課題解決に資する取り組みを推進している。

MUTB はグループ内で信託機能を有している唯一の信託銀行として、再生可能エネルギー資産を対象としたリニューアブルトラスト等を通じて、グリーンプロジェクトを持つ企業への資金供給と投資家への投資機会の提供の両面において信託を通じた環境問題解決へ貢献している。グリーンビルディングを資金使途とした金融商品に関しては本フレームワークで捕捉している通り、複数のカテゴリーの借入人、個人及び法人の投資家を対象とし、より幅広い運用が期待される。

MUTB においては、法人マーケット統括部が本合同金信を所管する資産金融事業に関するサステナビリティに係る取り組みを担当している。また、MUTB 全体としてのサステナビリティ推進は、経営企画部が担っている。これらのサステナビリティに係る取組に際しては、MUFG の各社を含め、適切に社外の知見も活用している。

以上より、MUFG 及び MUTB では、経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する社内外の専門家が組織としてサステナビリティに関する取り組みに関与していると JCR では評価している。

レビュー結果(結論)
Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・永安 佑己

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体および/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル